

あきる野市教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 8 年 2 月 2 4 日（火）
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 3 2 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室
- 5 日程

日程第 1	議案第 3 号	あきる野市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則
日程第 2	議案第 4 号	あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正について
日程第 3	議案第 5 号	教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
日程第 4	議案第 6 号	あきる野市図書館運営規則等の一部を改正する規則
日程第 5	報告第 1 号	臨時代理した令和 7 年度あきる野市教育委員会所管予算（第 6 号補正）に関する報告及び承認について
日程第 6	報告第 2 号	臨時代理した令和 8 年度あきる野市教育委員会所管予算に関する報告及び承認について
日程第 7	報告事項（1）	あきる野市特別支援教育推進計画（第 4 次計画）実施状況報告について
日程第 8	報告事項（2）	あきる野市・日の出町学校給食センター協議会の設置に関する協議書
日程第 9	教育長及び教育委員報告	
- 6 出席委員

教 育 長	丹 治 充
教育長職務代理者	小 西 フミ子
委 員	岡 部 秀 敏
委 員	田 島 弘 之
委 員	廣 瀬 加代子
- 7 欠席委員 なし

8 事務局出席者	教 育 部 長	鈴 木 将 裕
	指 導 担 当 部 長	三 品 孝 之
	生涯学習担当部長	遠 藤 文 寛
	教 育 総 務 課 長	木 村 紋 子
	教育施設担当課長	坂 本 雅 典
	学校給食センター建設準備担当課長	和 田 達 也
	指 導 担 当 課 長	佐 藤 宗一郎
	学 校 給 食 課 長	田 倉 崇 史
	生涯学習推進課長	石 川 尚 昭
	スポーツ推進課長	一 瀬 秀 和
	図 書 館 長	青 木 邦 彰
	指 導 主 事	近 藤 壮一郎
	指 導 主 事	貝 賀 健 史

9 事務局欠席者	なし
----------	----

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

皆様、こんにちは。今日は、東秋留小学校へ午前中行って参りまして、そうしましたら、紅梅に白梅に、途中の民家にはロウバイまで咲いていて、その隣に桜の木が植えてありまして大分つぼみも膨らんでいるような、そんな春を感じられた午前中でした。

教育長（丹治 充君）

それでは、ただいまから令和 8 年あきる野市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、小西委員と岡部委員を指名いたします。

それでは、早速、議事に入ります。

日程第 1 議案第 3 号あきる野市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

それでは、議案第 3 号 あきる野市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

初めに、提案理由でございます。令和元年 1 0 月文部科学省は、不登校児童生徒への支援の在り方についての通知において、支援の在り方の基本的な考え方として、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることを示しました。本市におきましては、令和 4 年 1 月 1 日から、あきる野市適応指導教室（せせらぎ教室）の名称を、あきる野市教育支援室（せせらぎ教室）に変更し、さらには令和 5 年 4 月 1 日にあきる野市教育支援センターを設置し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の支援並びに教育相談体制の充実を図っております。これらのことを踏まえ、教育支援室の在り方の基本的な考え方を、在籍校への復帰を目指す場から居場所的機能へ転換したことに伴い、「せせらぎ教室」を「教育支援室」に、「指導員」を「支援員」に文言を改め、あわせて、教育支援室の業務を実態に合わせて整理する必要があるものであります。このことに伴い、規定を整備するとともに必要な文言整理を行うことから、標記規則の一部を改正するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

次に、改正内容でございます。第 3 条関係につきましては、「教育支援室指導員」を「教育支援室支援員」に改めます。

第 4 条関係につきましては、見出し及び同条中の「せせらぎ教室」を「教育支援室」に改めます。

第 5 条関係につきましては、見出し及び同条中「せせらぎ教室」を「教育支援室」に改め、同条中第 1 号及び第 4 号を削り、各号を繰り上げます。

改正内容は、以上となります。

次に、施行日につきましては、令和8年4月1日となります。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問等ございますでしょうか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

お伺いします。今まで、せせらぎ教室ということで第5条中に（1）から（5）まで内容項目がありました。今度は、（1）から（3）というふうに改正されておりますけれども、その中で今まで（1）で行われていた学習指導、生活指導及び進路指導に関することも、その（1）、（2）、（3）を含めて指導はされるのかどうかお伺いしたいと思います。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

お答えいたします。文言としましては、今回、「学習指導、生活指導及び進路指導」という文言はなくなりましたが、従前については在籍校への復帰ということを目指した、こういった指導をせせらぎ教室で行ってきたということですが、今回は時代の流れから、この求められることや役割、機能といったことは変化を求められておりますので、決して指導を行わないということではなく、個別のニーズに応じた学習指導等を引き続き教育支援室で行っていくということになります。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほか。

小西委員。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

今のことなんですけれども、（4）の在籍校への復帰に向けた支援に関することが抜けますよね。今度は在籍校への復帰を目標としないということと同じなんですか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

お答えします。今のご質問についても、先ほどと同様に文言としてはなくなるんですけれども、決して在籍校の復帰を目指さないということではなく、目指せる子、目指したい子については、学校と連携しながら学校復帰を目指していくということとはございます。ただ、全員が学校復帰を目指すということになりますと、そこが困難なお子さんをやっぱり

取り残してしまう可能性もありますので、お子さん一人一人の状況やニーズに応じた対応
ということをし、これから行っていくということになります。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

分かりました。

それから、もう一つ、いいですか。

教育長（丹治 充君）

はい。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

一度、適応障害の教室という形で「せせらぎ教室」と書いて、その適応障害をなくし、
せせらぎ教室という名前は残ったんですけど、どういう経緯でせせらぎ教室という名前にな
ったんですか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

「せせらぎ教室」という名称をつけた方のその思いとか願いというところまでは、今正
確なことはちょっとお答えはできないんですけども。ただ、子どもたちの居場所であつ
たり、学校に行けない、行きたくても行けないようなお子さん方を救う居場所となる機能
としては、そういった思いは引き続き教育支援室になっても、引き継いでいくというところ
は変わりはありませんので、今回この規則の中で教育支援室というふうにな名前を統一し
ましたが、「せせらぎ」という名前としては、長くあきる野市で愛称としてもう定着してい
るところもありますので、「せせらぎ」という言葉や名称がなくなるのではなく、引き続き
愛称としては使っていくというような考え方でおります。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

補足しますと、せせらぎ教室の名称そのものはやっぱり子どもたちの居場所づくりだっ
たんです。特に木漏れ日が差すようなね、差して、そこに水が、せせらぎが、いわゆる流
れていくと。そういうような子どもたちが安心して生活できるような場所ということが根
底にはありますから。これは、やっぱり指導室のほうでも大事にしていっていただきたい
というようなことは考えています。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

分かりました。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございます。

そのほかございませんか。

田島委員。

委員（田島弘之君）

小西職務代理、岡部委員と重なってくるかと思いますが、先ほどの指導担当課長からの
説明で、ここに「学習指導、生活指導及び進路指導」「学校と連携しながら学校復帰」とい

う言葉はなくなるけれども、必要に応じて行うという説明だったと思います。あと、ただ、こういう規則というものは後に何かで振り返ってみたときに、「ここには書かれていませんので行いません」というお答えをいただくことが、私、過去に多かったのです。ですので、「ここに書いてあるから」、「ないから」ということではなくて、ぜひ現在の指導室の考えや説明等はきちんと誤解のないように、そして消えてしまわないように引き継がれていかなければいけないと思います。書いていないけれども含まれますというお話しだったと思うので、そのことを大切に残していただきたいと思います。

それから、名称については、過去の市議会で説明されているという記憶もあります。最初の命名の時の経緯や思いを大切にしてほしいと思います。

意見というか、要望であります。

それから、質問1点です。よろしいでしょうか。

教育長（丹治 充君）

はい、どうぞ。

委員（田島弘之君）

3条の「教育支援センターに次の職員を置く」のところで、（1）教育支援センター長がありますけれども、現在、指導担当課長が兼務されていると思いますけれども、これは常に兼務なのか、それとも役としてはセンター長があつて、今は兼務されているということなのか。その辺、分かれば教えていただければと思います。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

3条のところで質問ですが、教育支援センター長は指導担当部長が担います。

教育支援室長と教育相談所長が指導担当課長というふうに充てております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（田島弘之君）

それは兼務、常に兼務ということで。

教育長（丹治 充君）

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

市の組織表にあるものの中に、私の指導担当部長、また指導担当課長の職務の中にそれが含まれておりますので、兼務というのは実際には私も指導室長を兼務しておりますので、そういった名称としてというよりも、役職の機能として市の中に規定されております。

委員（田島弘之君）

ちょっと記憶が曖昧で失礼いたしました。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

それでは、日程第1 議案第3号あきる野市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則についてお諮りいたします。原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第3号あきる野市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第4号あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正についてを上程します。

それでは、説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

それでは、議案第4号あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正について説明させていただきます。

初めに、提案理由について説明いたします。東京都において、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例が制定されたことに伴い、東京都立学校職員服務規程の一部が改正され、令和7年4月1日に施行されました。本規程は、東京都立学校職員服務規程に準じているため、本市においてもカスタマー・ハラスメントの禁止を規定するとともに、必要な文言整理を行うことから、標記規程の一部を改正するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

次に、改正内容でございます。第7条関係につきましては、規定中に「職免条例」という略称が用いられていないことから、第2号中の文章を削るものです。第8条関係につきましては、第8条の2の4にカスタマー・ハラスメントの禁止について新たに規定を加えます。

改正内容は以上となります。

次に、施行日につきましては、訓令の日となります。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

新旧対象表は資料として添付されておりますか。

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

新旧対象表はありません。

教育長（丹治 充君）

ないですね。

教育総務課長（木村紋子君）

はい。

教育長（丹治 充君）

それでは、ただいま説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

何か質問はございますか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

すみません、8条の2の4の下から2行目、（同条第4号に規定する著しい迷惑行為をいう。）というのは、迷惑行為、暴行、脅迫、その他違法な行為ということで一般的には言われておりますけれども、主に心配されるような内容があるとしたら、どのようなことが考えられるか、教育委員会で考えられていましたら教えていただきたいと。

教育長（丹治 充君）

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

今お話いただきましたように、服務規程の中に含まれているものでございますので、暴行、暴言だとか、不適切な発言等も、ハラスメントというのは相手の受けた気持ちに寄り添っていくということになりますので、明確にこのことということもありますが、相手にどう思われるかということが一番大きな点になりますので、その辺りを含めて例示に従って学校のほうには指導しております。

委員（岡部秀敏君）

はい。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等もないようですので、日程第2 議案第4号あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正についてをお諮りいたします。原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

ありがとうございます。異議なしと認めます。

日程第2 議案第4号あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第5号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてを上程します。

それでは、説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

それでは、議案第5号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について説明させていただきます。

初めに、提案理由について説明いたします。東京都条例第45号の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正により、「子育て部分休暇」の新設及び「子どもの看護休暇」の名称の見直しが行われました。これに伴い、本市においても教育長の権限に属する副校長及び教職員の子育て部分休暇等の承認に関する事務を校長及び副校長に委任することとし、あわせて、出勤簿整理における事由等を改めるほか、必要な文言整理を行うことから、標記規程の一部を改正するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

次に、改正内容でございます。教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程につきましては、第2条第1号カ及び同条第2号イ中「及び介護休暇」を「、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇」に改めることを規定します。

あきる野市立学校職員出勤簿整理規程につきましては、別表（21）の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改めることを規定します。また、同表（31）の項に「子育て部分休暇」を加えて、以下、項番号を繰り下げることを規定します。

改正内容は以上となります。

次に、施行日につきましては、訓令の日となります。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問等ございますでしょうか。

ありませんか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。日程第3 議案第5号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第5号教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第6号あきる野市図書館運営規則等の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

それでは、議案第6号あきる野市図書館運営規則等の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。図書館、トラストルピア、S&D秋川キララホール、中央公民館の使用料または利用料について、減額及び還付の際に10円未満の端数が生じた場合の端数処理に関する規定を整備する必要があるため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

次のページを御覧ください。内容につきましては、各規則について使用料または利用料を減額及び還付する額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる旨の規定を加えます。

第1条は、あきる野市図書館運営規則の一部改正になります。

第2条は、トラストルピアのあきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正になります。

第3条は、S&D秋川キララホールのあきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正になります。

第4条、あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正になります。例えばですけれども、1時間550円の使用料がかかる練習室で7日前までに取消し、キャンセルをした場合、100分の50の割合で還付になります。その場合、550円の半分ですので、275円となるところ、端数処理で270円の還付となります。ちなみにスポーツ施設、体育施設につきましては、もともとの使用料に50円や70円があるため、端数処理の関係が条例規則ともに規定されているため、ここでの改正はございません。

最後に、附則になりますが、施行については令和8年4月1日からとなります。

説明につきましては以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問等はございますでしょうか。ないですか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第4 議案第6号あきる野市図書館運営規則等の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第4 議案第6号あきる野市図書館運営規則等の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 報告第1号臨時代理した令和7年度あきる野市教育委員会所管

予算（第6号補正）に関する報告及び承認についてを上程します。

それでは、説明を教育部長と生涯学習担当部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木将裕君）

それでは、報告第1号、令和7年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）に関する報告及び承認について説明させていただきます。

提案理由ですが、本件について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、臨時代理しましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

学校教育関係につきましては、私から説明させていただきます。

それでは、資料の歳入を御覧ください。第15款国庫支出金、02国庫補助金、07教育費国庫補助金、説明欄の学校施設環境改善交付金2万8,000円は、確定した新学校給食センター事務費分を増額するものでございます。

続きまして、第21款諸収入、06雑入、05過年度収入、説明欄の新学校給食センター共同整備事業経費日の出町負担金（過年度分）553万6,000円は、新学校給食センター共同整備事業に係る設計及び地盤調査業務の精算金として増額となるものでございます。

続きまして、歳出の資料下部に1/3と記されたページのほうをご覧ください。第10款教育費、01教育総務費、03教育指導費の事業名、教育支援センター運営事業経費の47万円と事業名、校内別室指導支援員配置事業経費5万9,000円は、期末及び勤勉手当の支給月の変更、最低賃金の上昇に伴う単価改正を踏まえ会計年度任用職員の手当等に要する経費を補填するため増額するものでございます。

続きまして、第10款教育費、02小学校費、01学校管理費の事業名、小学校維持管理経費125万8,000円の追加は、主に令和8年度に学級増により教室数の不足が見込まれる東秋留小学校と南秋留小学校で必要となる備品等を購入するため計上するものでございます。

第10款教育費、02小学校費、02教育振興費の事業名、小学校図書館活用推進事業経費14万9,000円の増額は、最低賃金の引上げに伴い不足が見込まれる会計年度任用職員報酬に係る予算を補填するものでございます。

資料は裏面になります。2/3ページになります。第10款教育費、03中学校費、01学校管理費の事業名、中学校維持管理経費の27万円は、複合機等の借上料に差金が生じたことから減額するものでございます。

続きまして、第10款教育費、03中学校費、02教育振興費の事業名、中学校図書館活用推進事業経費10万2,000円の増額は、最低賃金の引上げに伴い不足が見込まれる会計年度任用職員報酬に係る予算を補填するものでございます。

続きまして、次ページ、3/3ページになります。第10款教育費、06学校給食費、01学校給食総務費の事業名、学校給食センター運営一般経費（秋川分）303万2,000円の減額は、調理員の派遣業務委託料に差金等が生じることから不用額を補正するものです。

また、事業名、学校給食センター運営一般経費（五日市分）の減額２５７万円につきましては、派遣調理員の効率的な活用に伴いまして、年間の延べ人数が当初予定よりも少なくなっていることから、減少分について補正するものでございます。

最後に、目０２、学校給食事業費の事業名、学校給食事業経費（五日市）１４４万７，０００円の減額は、学校給食の配送業務委託に差金等が生じることから、不用額を補正するものでございます。

学校教育に関する補正予算の説明は以上となります。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

私からは、生涯学習担当の補正予算について説明させていただきます。歳入の一覧表をご覧ください。２１諸収入、０６雑入、０６雑入４１万４，０００円の減額補正につきましては、寿大学行事参加費の社会見学及び歌舞伎鑑賞教室において、当初の見込みより単価及び参加人数が減少したことによるものです。

続いて、歳出一覧表の１ページです。こちらをご覧ください。０２総務費、０１総務管理費、０６企画費、国際化推進事業経費１９４万９，０００円の減額補正につきましては、マールボロ市への派遣及び受入れ事業が終了したことに伴う派遣業務委託料に契約差金が生じたことによるものです。

次に、２ページをご御覧ください。０４社会教育費、０１社会教育総務費、放課後子ども教室推進事業経費２７万４，０００円の増額補正につきましては、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給月数の変更に伴い、職員手当等に不足が生じたことから増額するものです。

次に、０４公民館費、公民館事業経費４３万９，０００円の減額補正につきましては、歳入の事業と同じく、寿大学の社会見学及び歌舞伎鑑賞教室において、当初の見込みより参加人数等が減少したことによるものです。

次に、０５図書館費、東部図書館運営管理経費５万１，０００円と五日市図書館運営管理経費２万２，０００円、中央図書館運営管理経費１０万９，０００円の増額補正につきましては、先ほど同様、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給月数の変更に伴い、職員手当等に不足が生じることから増額するものです。

次に、中央図書館維持管理経費１４万円の増額補正につきましては、館内２階、西側のブラインドが故障し、来館者の安全及び空調の効果を確保するため修理するものです。

次に、地域資料デジタル化推進活用事業経費２８万４，０００円の増額補正につきましては、デジタルアーカイブサイトのバージョンアップに伴うシステムの改修業務が必要となったため増額するものです。

最後に、３ページ目をご覧ください。０６郷土館費、五日市郷土館運営管理経費２万４，０００円の増額補正につきましては、先ほど同様、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給月数の変更に伴い、職員手当等に不足が生じることから増額するものになります。

説明につきましては以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第5 報告第1号臨時代理した令和7年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第5 報告第1号臨時代理した令和7年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 報告第2号臨時代理した令和8年度あきる野市教育委員会所管予算に関する報告及び承認についてを上程します。

それでは、説明を教育部長と生涯学習担当部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木将裕君）

それでは、報告第2号、令和8年度あきる野市教育委員会所管予算について説明させていただきます。

提案理由でございますが、本件について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、資料1のほうを御覧ください。令和8年度教育予算の概要についてでございます。

まず上段の表、令和8年度一般会計予算の補正ですが、一般会計の予算総額は、389億3,930万円で、そのうち教育費は53億9,557万6,000円、一般会計に占める割合は13.86%でございます。

次に、中段の表、令和8年度教育予算を御覧ください。当初予算における項別の前年度比較となっております。この中で、増減率の高いものといたしましては、まず学校給食費ですが、前年度の当初予算額と比較して8億831万6,000円、率で58.18%の増となっております。主な要因につきましては、新学校給食センター整備に係る工事費及び工事監理委託料のほか、物価高騰等の影響により学校給食の賄い材料費が上昇することなどによるものでございます。

次に、小学校費ですが、2億7,172万円、率で25.85%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台端末の更新、入替え作業のほか、施設の改修が令和7年度中に多数完了したことに伴うもので

あります。

次に、中学校費ですが、3億2,399万7,000円、率で38.40%の減となっております。減額の主な要因につきましては、小学校と同じくGIGAスクール構想に基づき整備した1人1台端末の更新、入替え作業のほか、施設改修が令和7年度中に多数完了したことに伴うものでございます。

また、下段の表には5年間の教育予算の推移を、さらに裏面、2ページには教育費の内訳といたしまして、科目ごとに前年度との比較を表記しておりますので、ご確認いただきたいと思えます。

続きまして、資料2になります。令和8年度あきる野市教育委員会所管予算事業別予算の歳出について説明させていただきます。表のほう、左から科目、事業名、令和8年度と令和7年度の当初予算額、増減額、増減率の順で並んでおります。備考欄には各事業における特徴的な変動事由のほうを記しております。これらの中から学校給食関係の主なものについて説明させていただきます。

なお、さきに説明いたしました前年度との比較の説明と重複する内容があること、また、予算額の変動が最低賃金の改定や勤勉手当の見直しなどによる人件費分のみ、そういったものにつきましては説明のほう割愛させていただきますので、その旨ご了承ください。

初めに、1ページのほうをご覧ください。第10款教育費、01教育総務費、事務局費の事業名、教育委員会事務局庶務一般経費746万7,000円は、学務一般経費の経費分を変更し、当該事業費に統合するとともに、経年劣化により使用不能となった自動車の入替えなどに要する経費を計上するものでございます。

同じく02事務局費の事業名、学校防災備蓄整備事業経費114万4,000円は災害対応用の備蓄食料及び水の入替えなどに要する経費を計上するものでございます。

資料の2ページになります。第10款教育費、01教育総務費、03教育指導費の事業名、教育指導一般経費5,309万3,000円は、外部施設を活用した水泳指導実証実験結果を踏まえて、市民プールでの水泳授業を継続する前田小学校のほか、外部施設費用の拡大を見据えて実施する他校での市民プールを活用した水泳授業に要する経費としてのプール指導業務委託料や送迎用バスに係る自動車借上料などを計上するものでございます。

また、事業名、校内別室指導支援員配置事業経費1,066万4,000円は、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、教室以外の居場所において個々の状況に応じた支援を行うため、全小中学校に配置する個別指導員の人件費分などとして計上するものでございます。

資料の3ページのほうをご覧ください。事業名、デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業経費30万円は、東京都の補助制度を活用し、五日市中学校と御堂中学校において、デジタルを活用したこれから求められる授業に関する研究を実施するため、必要な経費を計上するものでございます。

続きまして、下段、項02小学校費、01学校管理費の事業名、小学校維持管理経費1億5,422万8,000円は、小学校の運営を円滑に行うため、学校事務員や用務員の雇用、備品・消耗品類の購入、防犯カメラの更新のほか、町内会及び子ども会からの要望を受けて配置する瀬戸岡地区のスクールゾーン補修工事に要する経費など

1, 335万3, 000円を増額して計上するものでございます。

続きまして、下段の事業名、小学校維持管理一括経費（施設管理）

2億34万3, 000円は、学校施設に係る緊急時の対応を含めた修繕料をはじめ、照明設備のLED化と併せて行う空調設備の更新のほか、学校施設を効率的に維持管理していくための学校施設包括保全業務委託料など2, 431万8, 000円を増額して計上するものでございます。

下段、事業名、小学校管理用コンピュータ経費、3, 526万9, 000円は、校務支援システムの更新及び端末の入替えに伴う移設等業務に関する経費など

1, 517万3, 000円を増額して計上するものでございます。

資料の4ページの方をご覧ください。目02教育振興費の事業名、小学校ICT環境管理経費1億1, 255万1, 000円は、下段の小学校コンピュータ教育経費の区分を変更し、当該事業の予算として計上したことなどにより299万9, 000円を増額して計上するものでございます。

資料の5ページをご覧ください。目04学校整備費の事業名、小学校整備事業経費

8, 269万5, 000円につきましては、屋城小学校体育館の床を全面改修するに際しての工事設計委託、現在浄化槽で処理している南秋留小学校の排水を公共下水道処理に変更するための工事設計委託に要する経費を計上しております。一方で、令和7年度事業で完了した事業などが多数あることから、3億550万3, 000円の減額となっております。

続きまして、下段、項03中学校費、01学校管理費の事業名、中学校維持管理一括経費（施設管理）1億2, 721万5, 000円は、小学校費と同様に学校施設に係る緊急時の対応を含めた修繕料をはじめ、照明設備のLED化と併せて行う空調設備の更新のほか、学校施設を効率的に維持管理していくための学校施設包括保全業務委託料など522万5, 000円を増額して計上するものでございます。

下段、事業名、中学校管理用コンピュータ経費2, 939万7, 000円は、小学校と同じく校務支援システムの更新及び端末の入替えに伴う移設等業務に係る経費など

1, 576万5, 000円を増額して計上するものでございます。

資料の6ページをご覧ください。目02教育振興費の事業名、中学校ICT環境管理経費6, 577万6, 000円は、小学校費と同じく、下段の中学校コンピュータ教育経費の区分を変更し、当該事業の予算として計上したことにより1, 013万4, 000円を増額して計上するものでございます。

7ページをご覧ください。目04学校整備費の事業名、中学校整備事業経費

9, 892万3, 000円は、東中学校の体育館の床の全面改修、秋多中学校武道場への空調設備整備に際しての工事設計委託、御堂中学校のプール、循環ろ過機の改修工事に要する経費を計上しているもの、令和7年度事業で完了した改修工事などが多数あることから、合計では3億3, 584万円の減額となっております。

次に、資料のほう、飛んで12ページ目をお開きください。項06学校給食費、01学校給食総務費の事業名、新学校給食センター共同整備事業経費14億813万8, 000円は、新学校給食センターの整備に係る建設工事、工事監督委託等に要する経費として

7億6,218万5,000円を増額して計上するものでございます。

最後に、下段、目02学校給食事業費の事業名、学校給食事業経費（秋川分）、

3億5,461万3,000円と事業名、学校給食事業経費（五日市分）

1億2,848万5,000円は、令和8年4月1日に物価高騰を反映した給食納付金の改定を施行することから、増額分の食材費を見込み、それぞれ増額して計上するものでございます。

学校教育関係の主な予算につきましては以上となります。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛）

続きまして、私からは、生涯学習関係の令和8年度当初予算について説明させていただきます。

それでは、歳出一覧表の8ページ、ちょっと開いていただいて、8ページを御覧ください。初めに、04社会教育費、01社会教育総務費の学校支援地域本部事業経費0円、増減額、マイナス637万5,000円と次の地域学校協働活動推進事業経費

1,306万4,000円、増減額、プラスの1,306万4,000円につきましては、予算事業名を事業内容を踏まえて指し、学校支援地域本部事業経費から地域学校協働活動推進事業経費へ変更したこと。また、中学校区における事業実施に伴い事業費を増額したものとなっております。

次に、9ページをご覧ください。03青少年対策費の大島子ども体験塾事業経費18万3,000円、増減額、マイナス496万8,000円につきましては、この事業は羽村市との協働事業であり、管理市を交互に務め、令和8年度については羽村市が管理市となるため、実行委員会の補助金を減額した予算計上となっております。

次に、05図書館費の中央図書館増戸分室運営管理経費2,316万円、増減額、プラス504万8,000円につきましては、人件費の増に伴い委託料を増額した予算計上となっております。

続いて、その下の中央図書館運営管理経費1億666万8,000円、増減額、プラス228万1,000円につきましては、会計年度任用職員の賃金改定に伴う報酬等の増額と図書館システムの保守委託料等を増額した予算計上となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。07秋川キララホール運営費の秋川キララホール運営管理経費1億2,892万2,000円、増減額、プラス

1,186万3,000円につきましては、舞台機構設備の老朽化に伴う改修工事が令和7年度に続き、令和8年度においても、第7期として実施されますが、工事内容が異なることから約1,200万円の増額となる予算計上となっております。

次に、その下です。08あきる野ルピア運営費のあきる野ルピア運営管理経費4,694万7,000円、増減額、マイナス184万2,000円につきましては、令和7年度にルピアホールのカーペットの張り替えを行ったことによる減額と、令和8年度椅子等の備品購入等の増額分との差が約180万円の減額となる予算計上となっております。

続きまして、０５保健体育費、０１保健体育総務費の社会体育一般経費
１，１１１万８，０００円、増減額、マイナス１，２６１万４，０００円につきましては、
令和７年度に実施したプール施設再編等検討業務委託料及び軽自動車購入費を減額した
予算計上となっております。

次に、社会体育振興経費４，０９６万８，０００円、増減額プラス８４９万７，０００
円につきましては、３年目となる中学校の部活動の地域展開に伴う委託料等の増額になり
ます。

次に、１１ページをご覧ください。０２体育施設費の運動場等維持管理経費
５，５１８万９，０００円、増減額、プラス７１２万８，０００円につきましては、令和
９年４月のプロ野球独立リーグの開幕に向け、内田電気商会グリーンフィールド草花の電
光掲示板及び夜間照明（ナイター）の設備の整備に伴い借上料を増額した予算計上となっ
ております。

次に、その下です。五日市ファインプラザ運営管理経費１億６，１８１万２，０００円、
増減額、プラス２，３４９万１，０００円につきましては、受変電設備改修工事、エレベ
ーター部品交換工事等に伴う工事請負費等を増額した予算計上となっております。

次に、その下です。市民プール運営管理経費６，３４４万９，０００円、増減額、マイ
ナス３６９万６，０００円につきましては、令和７年度に実施した受変電設備改修工事の
実施に伴う減額と自動火災報知設備等の修繕料の増額分との差が約３７０万円の減額とな
る予算計上となっております。

最後に、０３学校施設費の学校開放等運営管理経費２１３万円、増減額、マイナス
５９２万２，０００円につきましては、令和７年度に実施した夜間照明架台塗装工事の
約６００万円を減額した予算計上となっております。

説明につきましては以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。何かご質問等ございますでしょうか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

すみません、資料２の１ページ、下から５、学校防災備蓄整備事業経費のところの食糧
費、先ほど説明ありましたが、一応備蓄するものとして考えられているものが、もし
細かく決まっていたら教えていただきたい。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

お答えをさせていただきます。学校防災備蓄整備事業経費で購入するものにつきましては
は、学校に配置する児童生徒の３分の１が１日過ごせる分のアルファ化米、お水、毛布を
配置しておりますが、今回の経費に毛布分は入っておりません。

以上でございます。

委員（岡部秀敏君）

はい。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、日程第6 報告第2号臨時代理した令和8年度あきる野市教育委員会所管予算に関する報告及び承認についてお諮りいたします。原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第6 報告第2号臨時代理した令和8年度あきる野市教育委員会所管予算に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第7 報告事項（1）あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）実施状況報告について、報告者は説明をお願いいたします。

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

報告事項でございます。令和7年度あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）実施状況報告書についてご説明いたします。

本案につきましては、令和6年3月に策定しましたあきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）に基づき、あきる野市特別支援教育の推進状況について、毎年度、あきる野市特別支援教育推進計画実施状況報告書を作成し、市教育委員会の定例会議で報告することとなっておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、詳細につきましては、指導担当課長から説明をいたします。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

それでは、令和7年度あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）実施状況報告書についてご報告させていただきます。

令和6年3月に策定いたしましたあきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）を踏まえ、令和7年8月及び令和8年1月に2度あきる野市特別支援教育検討委員会を開催し、令和7年度における、あきる野市特別支援教育の推進状況について確認いたしました。

まず、同委員会の委員の構成についてお答えいたします。同委員会は、学識経験者、医師、市内公立小中学校、東京都立あきる野学園及び市内就学前施設の保護者代表者、あき

る野市私立幼稚園協会会長、あきる野市保育園協会会長、東京都立あきる野学園管理職、あきる野市立学校校長会会長及び副会長、庁内関係課の部長を委員とし、合計１８人から成る委員会となります。

次に、同委員会で推進状況の確認を行った内容についてお答えいたします。同委員会では各主管課による報告を基に、同委員会委員の皆様施策内容を確認いただきました。実施状況報告書は、あきる野市特別支援教育推進計画（第４次計画）の第４章に定められた具体的な施策のうち、３ 乳幼児期の推進計画、４ 小中学校期の推進計画、５ 小・中学校期終了後の推進計画について推進状況をまとめたものでございます。

また、今回の報告内容は、令和７年１０月末時点の進捗状況となっております。令和７年度の最終的な実施状況につきましては、令和８年度に報告させていただきます。あわせて、今回明らかになった今後の課題につきましては、次回の令和８年度実施状況報告書において改善を図り、本計画をより一層推進してまいります。

報告は以上です。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問等はございますか。

小西委員。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

お聞きしたいです。３ページの５、「障がいのある方の自立支援に向けて、保護者、地域及び市民に対して特別支援教育に関する理解啓発を進めていきます」ということと、４ページに計画の方向性として３の最後の言葉、「市民全体に共有されることを目指します」という記載がありますが、これは具体的にどんな方法で啓発をされるという予定ですか。

教育長（丹治 充君）

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

先程、指導担当課長のほうからご説明したそれぞれ構成の委員は１８名でございます。広く学識経験者だとか、市内以外の部分でもございますが、都立学校のあきる野学園の管理職だとか、また、就学前の、いわゆる幼稚園、保育園等の保護者代表、また、幼稚園協会、保育園協会の会長等を含めて、市内幼保小、また、その保護者、この庁舎内の担当部長等も含めて構成しております。この推進計画を進めながら、それぞれの部署に合わせた内容等を、この計画どおりに進めていくことをもって広く市民に啓発していく。また、もちろんそれぞれのこの計画外の中でも、例えば小学校や幼稚園、保育園等についても、保護者の啓発等もしていきますので、そういった計画に合わせながら取組を進めることで、市民に広く伝えていくというようなことでございます。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

そうですか。

いいですか。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

とてもこの内容も分かりやすいんです。ただし、関係していない人たちも多いですよ。それと、計画等を見ないと、そういう人たちを掘り起こしたいわけです。本当に特別支援が必要な子どものことを一般の人にもっと知ってほしいので、そのやり方みたいなのをもう少し具体的にはお聞きできるかなと思ったんです。

教育長（丹治 充君）

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

それぞれのというふうにはお話しさせていただきましたが、広くこういった内容をホームページだとか、あと市の広報紙、教育広報紙等を通じて一般的にはなりますが、今職務代理人からご指摘いただいたようなことをさらに工夫して、これらの内容、取組が広く周知される中で理解、啓発が進められるように検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

ぜひお願いいたします。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

今のと付け加えて、教育委員会からの発信というのもありますが、各学校からの発信ということも行っております。具体的には各学校の教育課程の中に、本市のこの推進計画の中に位置づけられているものが各学校の教育活動の中にも入れ込まれているところもありますので、そういったところで、各学校が保護者や地域の方に発信する際に、こういった計画との関連性等にも触れて説明できるように、学校のほうとも共通理解を図ってまいります。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

分かりました。はい。

教育長（丹治 充君）

あと、ほかに。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

あと3つぐらいあるんですけど、いいですか。

教育長（丹治 充君）

はい。小西委員。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

例えば6ページの5の小・中学校期終了後の推進計画というのがあるのですが、例えば今現在あきる野市には青年学級というのがございます。そういう青年学級みたいなものの組織がもう少し増えていくのかとか、これからの考えは。

教育長（丹治 充君）

青年学級ですね。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

特別支援学校を卒業した後に、青年学級というのがあります。どこかに行ったりとか、何かを作ったりとかというのが昔からあるんです。障がい者とボランティアでできているんですが、その人数が増えてると思ったんです。青年学級の2号目とか、組織として、もっと大きくするような予定とか、そういうことが市、教育委員会として予定はないですか。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

今、指導室のほうからお話しさせていただいた特別支援教育推進計画につきましては、学校教育、未就学児も含めた形で計画をつくらせていただいております。青年学級につきましては、障がい者支援課など関係部署に意見として伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

そうですね。分かりました。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

そうですね。はい。

もう一ついいでしょうか。

教育長（丹治 充君）

はい。どうぞ。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

多西小に車椅子の方が入りましたよね。その環境とか、今後はどうなるのか。中学についても検討されているのかとか、伺います。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

当該児童につきましては、今現在小学校1年生で、この1年間教育委員会としては施設面で階段に昇降機などを用意させていただいたり、インクルーシブ教育支援員を複数つけさせていただいたりして、学校生活のサポートというところをさせていただいております。年に3回保護者の方と面談を実施し、現状のニーズやご意見なども承りながら、今また2年生進級に向けて学校のほうと連携を取り、準備をしております。また、今後につきましては、保護者のご意向で引き続き多西小で過ごしたいということで聞いておりますので、そういった形で進めています。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

いいですか。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

保護者の方から心配な声などがありますか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

ご心配などにつきましても、定期的な面談以外にも日常的に学校のほうとやり取りしながら。学校ができる配慮や支援ということについては、学校がその都度お答えさせていただいております。教育委員会のほうとしては、安全な学校生活を送るうえでの心配などを聞き取り、先ほどの階段を上る機械などを配置しております。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

そうですね。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

はい、大丈夫です。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。

田島委員。

委員（田島弘之君）

2点お願いいたします。18ページで、これまでの成果と課題のところの報告があるのですが、一番下のところで巡回相談の実施状況が年ごとに下がってきているのは、これはどういう理由があるのでしょうか、教えていただけたらと思います。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

先ほども説明の中で触れさせていただきましたが、令和7年度につきましては、10月31日現在の数になりますので、最終的な数ではないということで、令和5年度から令和6年度は、若干回数としては減ってはおりますが、特徴的な理由はありません。定期的に各学校、年に3回、学期に1回ぐらいのペースで回らせていただいているというような形になります。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（田島弘之君）

はい。分かりました。

以上です。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。

委員（岡部秀敏君）

1つ、いいですか。

教育長（丹治 充君）

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

私のほうは、要望です。26ページのところにあります小・中学校期終了後の推進計画ということで、教育委員会だけではなくて、障がい者支援課、こども家庭センター等との連携が大事になってくると思いますので、今後も、そういう部署との連携を密に取っていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょう。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等もございませんので、本件は報告として賜りました。

続きまして、日程第8 報告事項（2）あきる野市・日の出町学校給食センター協議会の設置に関する協議書について。

報告者は説明をお願いいたします。

それでは、学校給食センター建設準備担当課長、お願いします。

学校給食センター建設準備担当課長（和田達也君）

あきる野市・日の出町学校給食センター協議会の設置に関する協議書についてご報告をさせていただきます。資料は、右上に四角い枠囲みに入っている報告事項というものでございます。

現在、日の出町と共同で整備を進めております新学校給食センターについては、あきる野市・日の出町学校給食センター協議会規約を定めて、地方自治法に基づく広域連携の手法の一つである協議会を設置し、学校給食施設の管理に関する事務及び学校給食の運営に関する事務を共同して管理・執行いたします。

設置の協議については、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づく、議会の議決が必要であることから、3月議会の議案として提出をしております。

規約の主な内容でございますが、2ページ目以降に、裏面以降、規約がついてございます。主な内容でございますが、協議会はあきる野市長、日の出町長及び両市町の教育長の4名で組織をし、市長、町長のいずれかが会長となります。協議会職員は、あきる野市、日の出町、それぞれの職員のうちから選任されますが、協議会は固有の職員を持っていないこととされておりますので、両市町の身分を有したまま協議会事務に従事するということになります。

事務につきましては、どちらかの市町の条例、規則、その他の規定を両市町の当該事務に関する条例規則等とみなして管理・執行することになります。協議会の事務に係る費用は、両市町からの負担金で賄い、会長が出納委員を指名して処理をし、市町の監査委員が監査を行うこととなります。そのほか設置に必要な事項を規定している規約となっております。

なお、協議会の設置年月日は、令和8年4月1日としてございます。

報告は以上でございます。

教育長（丹治 充君）

報告が終わりました。

何かご質問等ございますでしょうか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

度々申し訳ないんですけど、今の現時点でのこれを提出する状況になっておりますけども、また、今後のスケジュール等がもし分かっている範囲で教えていただければと思います。

教育長（丹治 充君）

学校給食センター建設準備担当課長。

学校給食センター建設準備担当課長（和田達也君）

スケジュールでございます。今建設工事の部分と運営の協議会の部分とで2通り同時進行で進んでいるところでございますが、この協議会につきましては、3月の議会に先ほど申し上げたとおり議案を提出しておりますので、議決をいただければ4月からは協議会ができて、運営の組織は出来上がるということになります。また、工事のほうについては現在入札の手続で入札の告示が終わって、建設事業者からの積算をしている最中だと思います。3月2日が今のところ入札の日付となっておりますので、そこで工事の業者が順調に決まれば、その後、議会にかけて着工するということになります。稼働については、令和10年度中を目標にしているということでございます。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、ご質問等もないようですので、本件は報告として賜りました。

次に、教育長及び教育委員報告に入りたいと思います。

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。本定例会までは、年始当初の新年交歓会行事が多数開催されており、報告書のとおり出席してまいりました。

そのほかでは、児童生徒関連についてお話しさせていただきますと、西多摩学校歯科保健研究大会では澤田先生からの報告で、児童生徒の齲歯の治療、いわゆる虫歯の治療状態が、全都、区市と比べましてまだまだ十分ではないということでありまして、今後さらに学校には各家庭に児童生徒の健康管理の観点から周知を図っていただいて、完治させる方向にお話をしていきたいというふうに思いました。

それから、一昨日の22日、これは報告書に書いていないんですが、「あきる野市の二つ

の宝」の講演会が開催されまして、この中では「化石が語るあきる野市の魅力」ということで、五日市小中学校を卒業されている樽 創先生が講演されました。市長と同級生であり、部活動も一緒に活動されたという方なんです。パレオパラドキシア・タバタイという動物の化石のレプリカを持参されまして報告をしていただきました。この発見が、増戸中学校の生徒であったということで、かなり話題に上ったニュースでしたけども、それらについて先生が経験されたこと、さらに、また学校教育の中でも地質なんかの関係では学習する機会があると思いますので、また紹介していただけると子どもたちの学習に役に立つのではないかと思います。これについては、また石川課長のほうで今後ご紹介もしていられると思いますが、よろしくお願いします。化石はまだ郷土館にあるのですか。

生涯学習推進課長（石川尚昭君）

原本はあります。

教育長（丹治 充君）

それから、第2部が「五日市憲法草案が生まれたあきる野市」ということで、鈴木富雄さんが講演を行いました。五日市憲法については、皆さん方存じ上げていると思いますが、この五日市憲法が草案された、その苦労などについてお話をされておりました。それが2点目です。

3点目が、今日の午前中、東秋留小学校が全国小学校ラジオ体操コンクール特別賞をいただきました。表彰の理由は、ラジオ体操への取り組み方や工夫が評価されたということで、表彰式にはラジオ体操講師の鈴木大輔さん、それから、アシスタントの方で平井孝子さんが来て出張授業が行われて、併せて授賞式も行われました。2028年には、ラジオ体操100周年を迎えるとのことでした。

一瀬課長からも紹介していただければと思います。何かありましたら報告をしてください。

私のほうは以上です。

このほかの教育委員の皆さん方、いかがですか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

学校訪問等させていただきましたけど、1点、秋多中学校で防災体験教室というのを見させていただきました。ちょうど体育館が新しくなっておりました。全ての生徒が煙体験とAEDの扱いを体験しておりました。普通だと代表者だけがやることが多いんですが、授業の1校時から3校時まで使って学年ごとに全員の生徒が体験をするという授業を見させてもらいました。なかなか全生徒が関われるのは珍しいなと思って見学させていただきました。

それから、もう一点、2月21日にトラストルピアで西多摩中学校連合行事の技術・家庭科作品展が4階の展示室で行われておりました。どの学校からも力作が展示されていました。

以上です。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございました。

そのほかいかがですか。

廣瀬委員。

委員（廣瀬加代子君）

私は、先日、東中学校の学校公開、道徳地区公開講座を見させていただきました。その中で増戸中学校の校長先生が講師になってお話しされていました。市内の校長先生や市内の先生がお互いの学校に行って、そういう研究発表するというのがすごくいいなと思いました。今後も、そういった機会があればいいと思っています。

あと、同じく東中学校ですけど、学校だよりの校長先生のお言葉にスキー教室の件がありました。先生が苦手なことをやっていたよという話があり、そういうのを表に出して、子どもたちに伝えられることがとってもいいなと思いました。

次に、せせらぎ教室のことですが、教育支援室という単語が、保護者とか子どもにとって難しい言葉だと敷居が高くなってしまうので、分かりやすい言葉で言語化していくと親しみやすいと感じました。

以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

一瀬課長、今日の東秋留小の表彰式について、紹介してください。

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（一瀬秀和君）

本日、東秋留小学校がかんぼ生命主催の全国小学生ラジオ体操コンクールの特別賞を受賞しました。かんぼ生命の方から挨拶がありましたが、1回目で受賞されるのは非常に珍しいということでした。毎年出して受賞されるケースが多いそうなんです。昨年の全国巡回の夏のラジオ体操をきっかけに非常に熱心に取り組みをされ、また、地域のお祭りでも発表したとのことでした。そういった児童がやっているところ、また、地域の方と関わっているところなどをうまくつないでコンクールに申し込んだそうです。地域との交流が非常に評価されたというようなこともラジオ体操のホームページにも出ておりました。今日は、ラジオ体操の先生の実技を5、6年生が体育館で、1年生から4年生は各教室でオンラインでやるということでした。

以上です。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございました。

それでは、質問等もないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

それでは、今後の日程等についてご案内をさせていただきます。

2月27日金曜日、東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会が開催され、今回はオ

ンラインでの参加を予定しております。

3月19日木曜日、中学校の卒業式、3月24日火曜日、小学校の卒業式を予定しております。

また、3月24日火曜日、午後2時から505会議室で3月の定例会を実施いたします。よろしくお願いいたします。

私からの案内は以上となります。

教育長（丹治 充君）

そのほかありませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ないようですので、以上をもちましてあきる野市教育委員会2月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時32分